

はじめに

経済産業省が平成24年12月31日現在で実施した「平成24年工業統計調査」の本県の結果をとりまとめましたので公表します。

この調査は、我が国の工業の実態を明らかにするため、明治42年に開始し100年を超える伝統ある調査で、統計法に基づく基幹統計調査として、経済センサス・活動調査実施年の前年を除き、毎年実施しているものです。

この報告書は、本県が独自に集計したもので、各種行政施策の企画立案や評価のための基礎資料として、さらには企業経営の参考等に広く御利用いただければ幸いです。

また、平成24年 2月に実施された経済センサス・活動調査では、一次産業や三次産業をも対象として全国一斉に調査しており、工業統計調査に該当する製造業関連については、本報告書の前年数値として経済センサス・活動調査の調査結果の統計数値を用いています。継続した工業統計調査により、産業全体に占める製造業のウエイト（事業所数・従業者数・付加価値額など）や小地域単位での生産活動の実態を明らかにすることが可能になるものと考えております。

最後に、平成24年工業統計調査を実施するにあたり、御協力いただきました事業所の方々をはじめ、関係各位に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

平成26年3月

石川県県民文化局長 森田美恵子

I 工業統計調査について

1 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

3 調査の期日

平成24年工業統計調査は、平成24年12月31日現在で実施した。

4 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に掲げる「大分類 E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）を調査の対象としている。

なお、工業統計調査は経済センサス活動調査の実施年の前年を除き毎年実施しており、従業者4人以上の事業所を調査票等による詳細項目の調査対象としている。

5 調査の方法

工業統計調査は、工業調査員（本社一括調査及び国直轄調査事業所調査については経済産業大臣）が配布する調査票（従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社または本店を除く）については、「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社または本店を除く）については「工業調査票乙」）を用い、報告者（事業所の管理責任者（本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者。））の自記により行っている。

6 集計について

平成24年工業統計調査における「工業調査票 甲」及び「工業調査票 乙」のすべての事業所について機械集計したものである。

ただし、製造・加工等を行っていない本社・支社、及び休業中、操業準備中、操業開始後未出荷の事業所は集計対象から除いている。また、前年数値は経済センサス活動調査での数値である。

(1) 産業分類及び商品分類の変更

平成19年11月に「日本標準産業分類」の第12回改定が行われたため、平成20年調査から工業統計調査用産業分類及び商品分類が改定された。

(2) 時系列データについて

時系列データ（※1）について、前回の分類改定で『製造業』から移動した産業は平成13年以前の数値に含まれている。

※1 「II 調査結果の概要」のうち、下記の表又は図に用いている平成13年以前の数値

「図1 主要調査項目対前年比の推移」

「表1 本県工業の主な指標の推移」

「図2-1 事業所数、従業者数、現金給与総額の指数の推移」

「図2-2 製造品出荷額等、原材料使用額等の推移及び付加価値額の指数の推移」

「図5、表12 生産額、原材料使用額等、付加価値額、現金給与総額の過去10年間の推移」

7 用語等の説明

- (1) **事業所**とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。
- (2) **従業者**とは、個人事業主及び無給の家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいうが、本報告書でいう従業者数は臨時雇用者を除いたものである。
- ① **個人事業主及び家族従業者**とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいい、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度の者は含まない。
- ② **常用労働者**とは、次のいずれかのものをいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。
- ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者
- イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者
- ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などで、上記に準じて扱う
- エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- a. 「正社員・正職員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者をいう。ただし、他企業に出向している者を除く。
- b. 「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。
- c. 「出向・派遣受入者」とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従事者をいう。
- ③ **臨時雇用者**とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- (3) **現金給与総額**は、常用労働者のうち雇用者（「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」を言う）に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。
その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。
- (4) **原材料使用額等**は、原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入れ額であり、消費税額を含んだ額である。
- (5) **製造品出荷額等**は、製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。
- (6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入してものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品も含まれる。
- (7) **有形固定資産**は、土地、建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）、機械及び装置（附属設備を含む）、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等をいい、帳簿価額による。

8 集計項目の説明

- (1) 従業者数 = 個人事業主及び無給家族従業者数+常用労働者
- (2) 現金給与総額 = 雇用者に支給された給与、諸手当、賞与等+その他の給与
- (3) 原材料使用額等 = 原材料使用額 + 燃料使用額 + 電力使用額 + 委託生産費 + 製造等に関連する外注費 + 転売した商品の仕入額
- (4) 製造品出荷額等 = 製造品出荷額 + 加工販収入額 + その他収入額 + 製造工程から出たくず及び廃物の出荷額
- (5) 生産額
$$\left\{ \begin{array}{l} \text{従業者30人以上} = \text{製造品出荷額} + \text{加工販収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) \\ \text{従業者29人以下} = \text{製造品出荷額} + \text{加工販収入額} \end{array} \right.$$
- (6) 付加価値額
$$\left\{ \begin{array}{l} \text{従業者30人以上} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} (\text{※2}) + \text{推計消費税額} (\text{※3})) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却費} \\ \text{従業者29人以下} = \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等} \end{array} \right.$$

※2 消費税を除く内国消費税=酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税（旧地方道路税含む）の納付税額又は納付すべき税額の合計

※3 推計消費税は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資（土地を除く有形固定資産取得額）を控除している。

9 利用上の注意

- (1) この報告書の数値は、石川県分について本県が独自に集計したものであり、経済産業省から公表される「工業統計表」の数値と相違することがある。
- (2) この報告書の表記については以下のとおりである。
- 「-」……… 該当数値なし
「0」、「0.0」…… 四捨五入による単位未満
「▲」「△」 …… マイナスの数値
「X」……… 1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。
「…」……… 不詳
- (3) この報告書の比率及び構成比については小数点第2位で、金額については単位未満で四捨五入しているため、積み上げ計と合計が一致しないことがある。

(4) この報告書において、産業分類名は下表の略称を使用した。

中分類番号	産業中分類	略称
09	食料品製造業	09 食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲料・たばこ・飼料
11	繊維工業	11 繊維工業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	12 木材・木製品
13	家具・装備品製造業	13 家具・装備品
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	14 パルプ・紙
15	印刷・同関連業	15 印刷
16	化学工業	16 化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業	17 石油・石炭
18	プラスチック製品製造業(別掲※4を除く)	18 プラスチック製品
19	ゴム製品製造業	19 ゴム製品
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	20 皮革
21	窯業・土石製品製造業	21 窯業・土石
22	鉄鋼業	22 鉄鋼業
23	非鉄金属製造業	23 非鉄金属
24	金属製品製造業	24 金属製品
25	はん用機械器具製造業	25 はん用機械
26	生産用機械器具製造業	26 生産用機械
27	業務用機械器具製造業	27 業務用機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	28 電子部品
29	電気機械器具製造業	29 電気機械
30	情報通信機械器具製造業	30 情報通信
31	輸送用機械器具製造業	31 輸送機械
32	その他の製造業	32 その他製品

※4 「中分類18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具、運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・会議用品・その他の事務用品	326
写真フィルム(乾板を含む)	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)	3285
目盛りのついた三角定規	2739	洋傘・和傘・同部分品	3289
注射筒	2741	魔法瓶	3289
義歯	244	看板、標識機	3292
装身具・総帶品・ボタン・同関連品 (貴金属・宝石製を除く)	322	パレット	3293
かつら	3229	モデル、模型	3294
時計側	3231	工業用模型	3295
楽器	324	レコード	3296
		眼鏡	3297

10 その他

この報告書については、下記の石川県統計情報室ホームページでもご覧いただけます。

石川県統計情報室ホームページ <http://toukei.pref.ishikawa.jp/>